

2017 年版
リーダーズ式☆
行政書士
開業塾

□ 基本実務編

➤ 非営利法人設立実務論

講師：竹内千佳

1

NPO法人設立業務
—序論—

1 業務に当たって

行政書士業務の重要な柱に許認可業務があります。設立業務の中でも、とりわけ行政書士が活躍できる場面が許認可業務を伴う法人設立である非営利法人の設立業務の場面になります。

本講義では、非営利法人の基本となるNPO法人設立について学び、これからの非営利法人業務の第一歩として頂きたいと思います。

2 NPO法人とは

NPO法人の正式名称は、特定非営利活動法人です。Non-profit Organization (非営利組織)の頭文字をとって、NPO法人と通称されるようになり、マスコミ等の使用により定着しました。根拠法は特定非営利活動促進法です。NPO法人は、営利法人である株式会社と異なり、監督官庁からの認証を受けなければ法人は設立できません。「認証」とは、一定の行為又は文書が正当な手続・方式でなされたことを公の機関が証明することを言います。法人の設立方式のひとつで、対比されるものに準則主義(法定の要件を満たしていれば、法人を設立できる。会社等がこれに当たる。)があります。認証主義は、監督官庁に裁量はなく、あくまで形式的審査を行うこととされています。認証主義は、主にNPO法人や宗教法人で使われています。

なお、類似する法人設立方式として、認可主義というものがあります。これは、法令の要件を満たしていれば、認可を与えなければならないものを言い、原則として監督官庁に裁量権はないことが前提とされています。認可主義は、学校法人や社会福祉法人、医療法人等で使われています。認証主義との違いは、形式審査の強弱の程度です。認可主義の方が認証主義に比べ、審査の度合いが強いものとなります。

ただ、実際は、いわゆる行政指導という形で様々な要請がされるのが実態です。

3 非営利とは

よく一般に誤解があるのが、非営利法人という利益をあげてはいけないという誤解です。これは営利性の定義によって導かれる論理的帰結ですが、営利性とは、社員に剰余金の配当や残余財産を分配することを指すため、非営利とは、こうした営利性を持たないという意味を持つにすぎません。そうすると、法人が事業を行って利益をあげることは許されるということになります。

一般的に使われている営利性と、法律上の定義となる営利性は異なりますので、この点はしっかり理解しておきましょう。

4 活動項目

NPO法人は、法に定められている「特定非営利活動」を不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として行わなければなりません(法2条1項)。別表に定められている特定非営利活動は以下の通りです。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動

- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

設立の際には、上記20の活動の中から、該当するものを選びます。該当項目は、1つでも複数でも構いません。

5 活動項目

設立認証の基準は、以下のようになっています(法 12 条1項)。
この法律に基づいて、NPO 法人になれる団体は、次に掲げる基準に適合することが必要です。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること(利益を社員で分配しないこと)
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

2

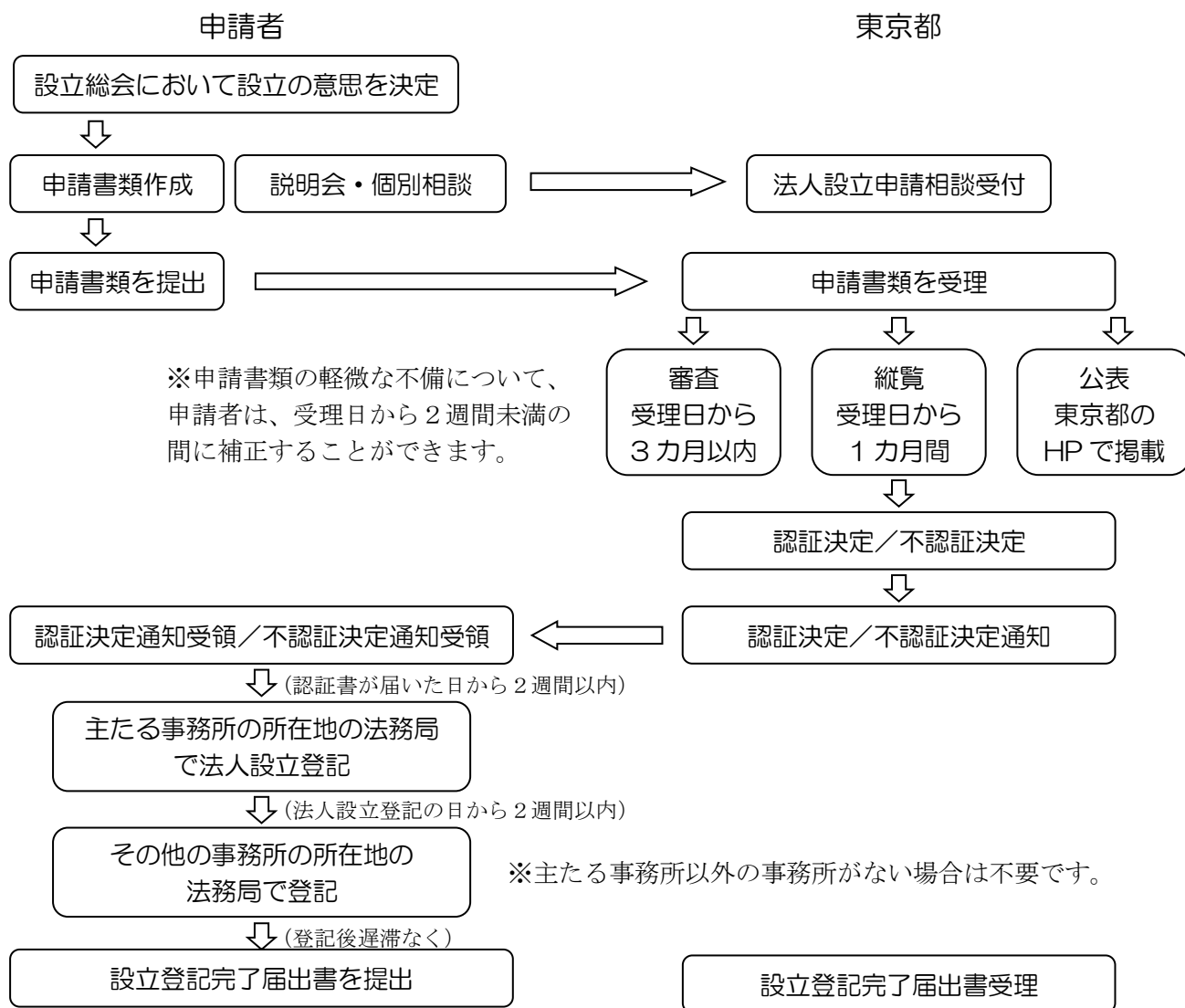
NPO法人設立業務 — 設立手続き概略 —

1 設立手続きの流れ

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要となります。提出された書類の一部は、受理した日から2カ月間、公衆の縦覧に供することとなります。所轄庁は、申請書の受理後3カ月以内(所轄庁の条例で縦覧期間を経過した日から2カ月より短い期間を定めている場合には、その期間)に認証又は不認証の決定を行います。設立の認証後、登記をすることにより、法人として成立することになります。

法律が求める基準に適合しない場合等には、不認証の決定が行われ、その理由を付した書面をもって通知されます。設立の認証を受けた者が、設立の認証があった日から6カ月を経過しても登記をしない時は、所轄庁は設立認証を取り消すことができます。認証が済んだ後は、決算時期との関係を見て、早めの登記手続きを行いましょう。

法人設立認証手続きの流れ



(出典:「東京都NPO法人ポータルサイト」<http://www.npo.metro.tokyo.jp/>「法人設立認証手続きの流れ」より抜粋)

2 提出書類

申請書に添付する書類は以下の通りです。

- ① 定款
- ② 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)

- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑥ 「NPO法人となるための基準」に該当することを確認したことを示す書面
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

3 所轄庁

NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事(その事務所が1の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長)です(法9条)。

たとえば、東京都千代田区に主たる事務所がある団体の場合、東京都知事が所轄庁となります。

4 機関の設置

(1) 役員

理事は、NPO法人の業務を執行し、理事会の開催をして意思決定を行う機関です。株式会社でいう取締役にあたります。NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表し、その業務は理事の過半数をもって決定されます。株式会社と異なり、全ての理事に代表権があることが規定されています。ただし、代表理事を定款をもって定めることで、その他の理事の代表権を制限することができます(法16条)。

また、役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員には暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています(法20条、21条)。監事は、理事・職員との兼職が禁止されています(法19条)。

役員のうち、役員報酬を受けられるのは、役員の総数の3分の1以下でなければなりません。たとえば、役員が4人の場合、1人しか役員報酬を受けられることはできません。しかし、これは、あくまで役員報酬の話であり、労働の対価としての給与を与えることはできます。